Ｂ　法第10条第３項本文の規定により令和３年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第６条の２の規定の適用がないものとした場合における第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

α　第48条第１項の算式の符号αに同じ。

［７・８　略］

９　令和三年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項、第十九条の十四の四第九項、第十九条の十四の五第九項及び第十九条の十四の六第四項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

10　法附則第六条の二第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　略］

［11～四　略］

附則別表第十二の五

（1）　都道府県分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.50
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.50
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.65
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.69
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.58
6,000,000人を超える数	0.50
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.90
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.89
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.88
同上900,000人を超える数	0.84

Ｂ　法附則第６条の２の適用がないものとした場合における第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

α　第48条第１項の算式の符号αに同じ。

［７・８　同上］

９　令和三年度における附則第十九条の十四第十一項、第十九条の十四の二第十一項、第十九条の十四の三第十項及び第十九条の十四の四第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

10　法附則第六条の二第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

［イ・ロ　同上］

［11～四　同上］

［新設］